

# 社会環境実態調査 報告書

(令和元年度実施)



令和2年3月

沖縄県子ども生活福祉部  
青少年・子ども家庭課

# 目 次

## I 令和元年度社会環境実態調査の概要

1 調査の趣旨・目的	-----	1
2 調査期間	-----	1
3 調査対象地域	-----	1
4 調査方法	-----	1
5 調査内容	-----	1
6 備考	-----	1

## II 調査結果

1 有害図書等販売/レンタル店 実態調査	-----	2
(1) 調査店舗数	-----	2
(2) 営業店舗数及び営業区分	-----	2
(3) 条例の遵守状況	-----	3
2 カラオケボックス等 実態調査	-----	
(1) 営業店舗数及び営業区分	-----	5
(2) 営業終了時間	-----	5
(3) 条例の遵守状況	-----	6
(4) 自主規制の取組状況	-----	6
3 ゲームセンター・ホウリング場等 実態調査	-----	7
(1) 営業店舗数及び営業区分	-----	7
(2) 営業終了時間	-----	7
(3) 条例の遵守状況	-----	8
(4) 自主規制の取組状況	-----	8
		3
4 マンガ喫茶・インターネットカフェ等 実態調査	-----	9
(1) 営業店舗数及び営業区分	-----	9
(2) 営業終了時間	-----	9
(3) 条例の遵守状況	-----	10
(4) 有害図書取扱店舗	-----	10
(5) 自主規制の取組状況	-----	11
5 たばこ自動販売機 実態調査	-----	12
6 図書等・器具類等自動販売機 実態調査	-----	12

## I 令和元年度社会環境実態調査の概要

### 1 調査の趣旨・目的

沖縄県では、青少年を取り巻く社会環境の実態を把握するとともに青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や沖縄県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）及び沖縄県青少年保護育成条例施行規則（以下「規則」という。）の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村と連携して社会環境実態調査を行いました。

### 2 調査期間

令和元年8月1日（木）から令和元年12月31日までの間

### 3 調査対象地域

県内全域

### 4 調査方法

各市町村に依頼し、調査対象となる事業所へ立ち寄り、事業所内及び周辺の観察及び必要に応じて店舗関係者へ質問する方法により実施した。

### 5 調査内容

#### (1) 有害図書等販売/レンタル店実態調査

ア 店名・所在地    イ 営業区分    ウ 取扱区分    エ 条例遵守状況

#### (2) カラオケボックス実態調査

ア 店名・所在地    イ 営業区分    ウ 営業時間    エ 条例遵守状況  
オ 自主規制の状況

#### (3) ゲームセンター等実態調査

ア 店名・所在地    イ 営業区分    ウ 営業時間    エ 条例遵守状況  
オ 自主規制の状況

#### (4) マンガ喫茶、インターネットカフェ等実態調査

ア 店名・所在地    イ 営業区分    ウ 営業時間    エ 条例遵守状況  
オ 自主規制の状況

#### (5) たばこ自動販売機 実態調査

ア 設置箇所・所在地・自販機番号    イ 管理状況

#### (6) 図書等・器具類等自動販売機 実態調査

ア 設置箇所・所在地・設置者    イ 収納状況    ウ 自主規制の状況

### 6 備考

本調査における店舗数と県内の実数は、必ずしも一致するものではない。

## II 調査結果

### 1 有害図書等販売/レンタル店 実態調査

#### 【条例第12条、第12条の2関係】

書店・コンビニエンスストアなど有害図書等の販売・レンタル等を営む者は、18歳未満の青少年に対し、販売、レンタル、閲覧等が禁止されています。

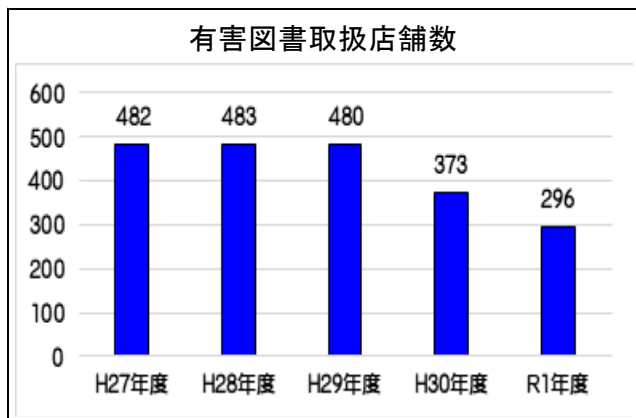
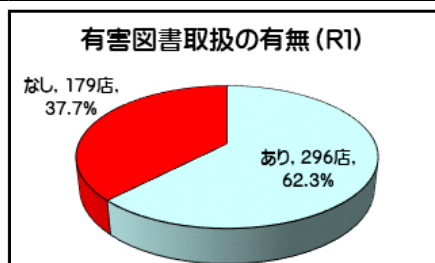
また、有害図書を取り扱う場合は、「成人コーナーの掲示」及び有害図書をビニールで包装するなどの「区分陳列」が義務づけられています。

なお、有害図書等とは、成人雑誌、アダルトDVD、県指定の図書等のほか、条例で定められた包括指定の基準（過激な性描写のページ数が総数の5分の1以上又は20ページ以上）を満たす雑誌等を言います。

#### (1) 調査店舗数

475店舗の調査を実施したところ、有害図書等を販売やレンタル等で取り扱っている店舗は296店舗（62.3%）であった。また、「有害図書取扱店舗数の推移」を見ると、平成29年度までは横ばい傾向であったが、平成30年度から減少傾向にある。

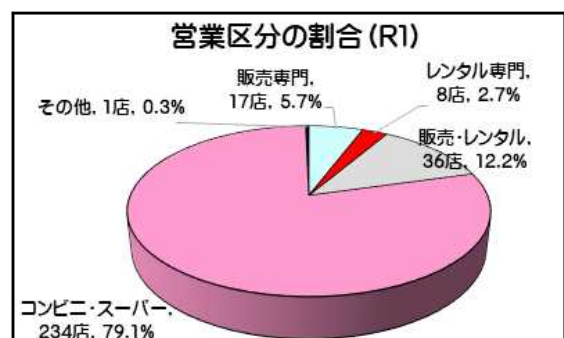
	店舗数	割合
有害図書取扱あり	296	62.3%
有害図書取扱なし	179	37.7%
合計	475	100.0%



#### (2) 営業店舗数及び営業区分

有害図書等を取り扱っている296店舗のうち、最も取り扱いの多い営業区分は、コンビニ・スーパーの234店舗（79.1%）であった。

営業区分	店舗数	割合
販売専門店	17	5.7%
レンタル専門店	8	2.7%
販売+レンタル	36	12.2%
コンビニ・スーパー	234	79.1%
その他	1	0.3%
合計	296	100.0%

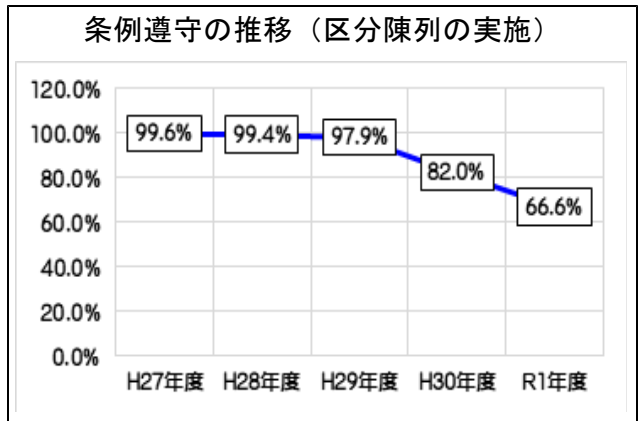
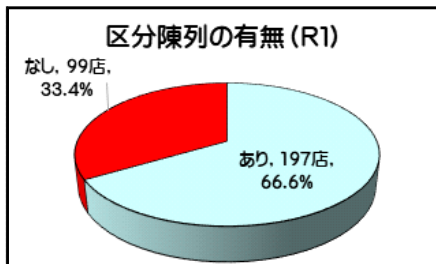


(3) 条例の遵守状況

ア 区分陳列の実施状況（条例第12条の2第1項）

有害図書等を取り扱っている296店舗のうち、「区分陳列」を行っている店舗は197店舗（66.6%）であった。また、「条例遵守の推移」を見ると平成29年度までは横ばい傾向であったが、平成30年度から減少に転じ、過去5年で最も割合の高かった平成27年度より33.0%の大幅な減少となっている。

	店舗数	割合
区分陳列あり	197	66.6%
区分陳列なし	99	33.4%
合計	296	100.0%

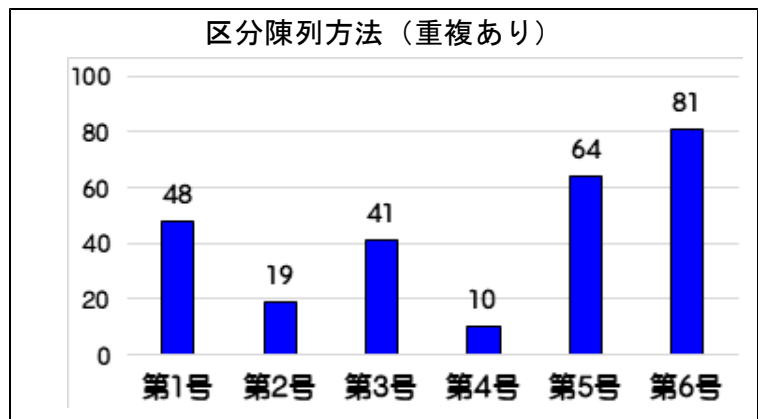


**条例遵守が大幅に減少！**

イ 有害図書等の区分陳列方法（条例第12条の2第1項・規則第8条の2）

「区分陳列」は、規則で定められている6種類の方法の何れかの方法で図書を陳列する必要があり、「区分陳列」を実施している197店舗中、最も多い方法は第6号のビニール包装やヒモ掛け等であった。

	令和元年
第1号	48
第2号	19
第3号	41
第4号	10
第5号	64
第6号	81

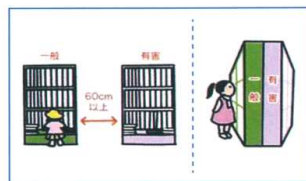


【有害図書等の区分陳列の方法】

第1号は①、第2号は②で、第6号までの区分陳列の方法は以下のとおり。



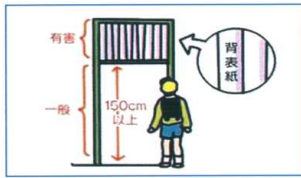
① 間仕切り等で仕切り、内部を見通せない場所に陳列する方法。



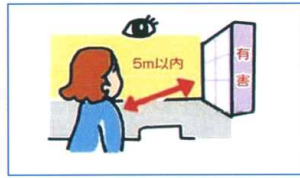
② 陳列棚を他の棚と60cm以上離すか又は背面の棚にまとめて陳列する方法。



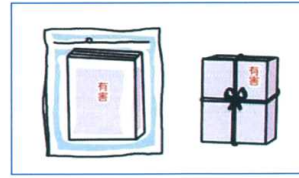
③ 10cm以上張り出す仕切り板(透視できないもの)を設けて陳列する方法。



④ 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法。



⑤ 従業員等が常駐する場所(レジ等)から半径5メートル以内の監視できる場所に陳列する方法。

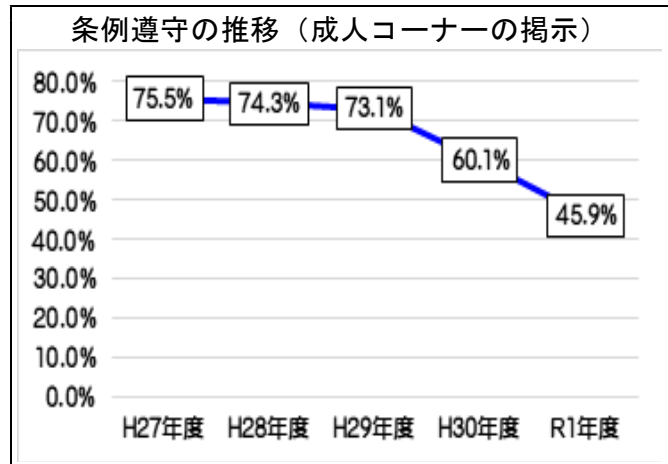
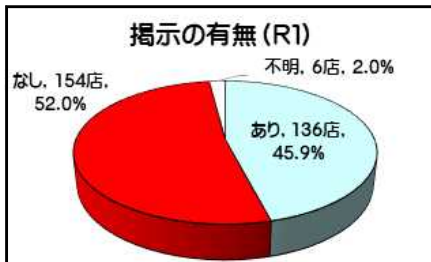


⑥ ①から⑤による陳列が困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他容易に閲覧出来ない状態にして陳列する方法。

## ウ 成人コーナーの掲示（条例第12条の2第2項）

有害図書を取り扱っている296店舗のうち、「成人コーナーの掲示」を行っている店舗は136店舗（45.9%）と低調であった。また、「条例遵守の推移」を見ると、平成29年度までは横ばい傾向であったが、平成30年度から減少に転じ、過去5年で最も割合の高かった平成27年度より約30%の大幅な減少となっている。

	店舗数	割合
掲示あり	136	45.9%
掲示なし	154	52.0%
不明	6	2.0%
合計	296	100.0%



**条例遵守が大幅に減少！**

## 2 カラオケボックス等 実態調査

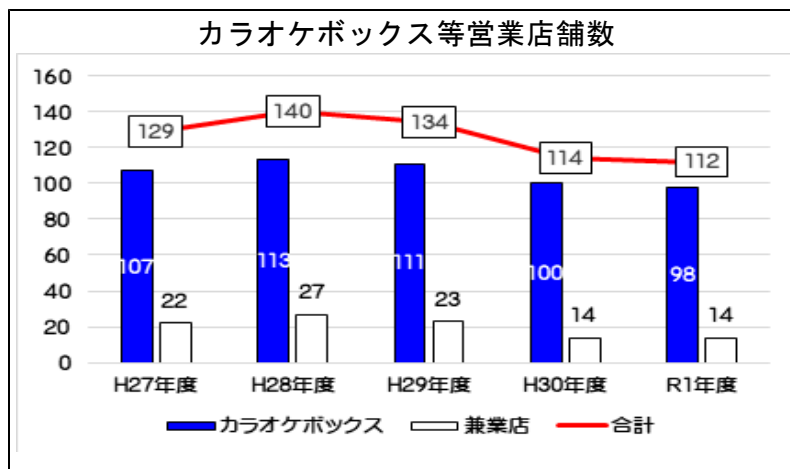
### 【条例第11条関係】

カラオケボックスは、保護者同伴であっても、深夜（22:00～04:00）に18歳未満の青少年が立ち入ることができません。

また、深夜にカラオケボックスを営む者は、店舗の見やすい場所に「18歳未満深夜立入禁止」を掲示する義務があります。

### (1) 営業店舗数及び営業区分

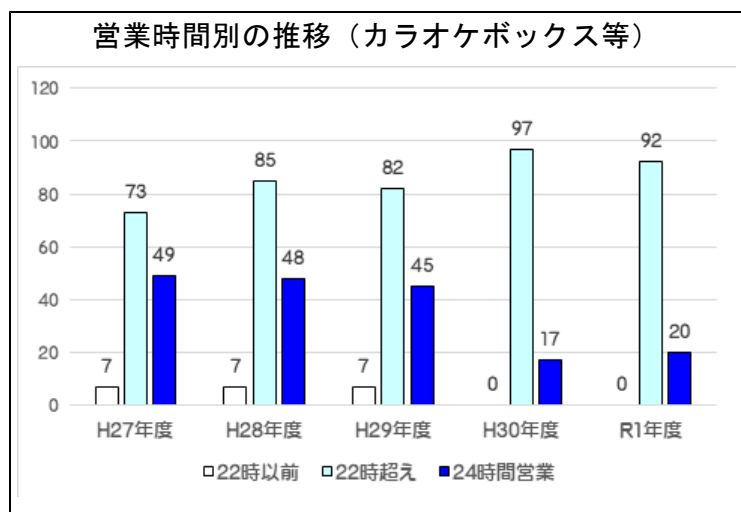
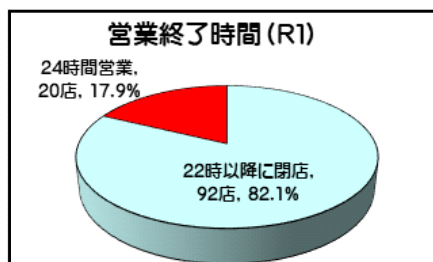
カラオケボックス98店舗、飲食店等との兼業店14店舗の計112店舗の調査を実施。過去5年の調査店舗数は下図のとおりである。



### (2) 営業終了時間

22時までに閉店する店舗はなく、112店舗全てが深夜に営業を行っている「22時以降に閉店」又は「24時間営業」の店舗であった。また、「営業時間別の推移」を見ると、24時間営業が減少している。

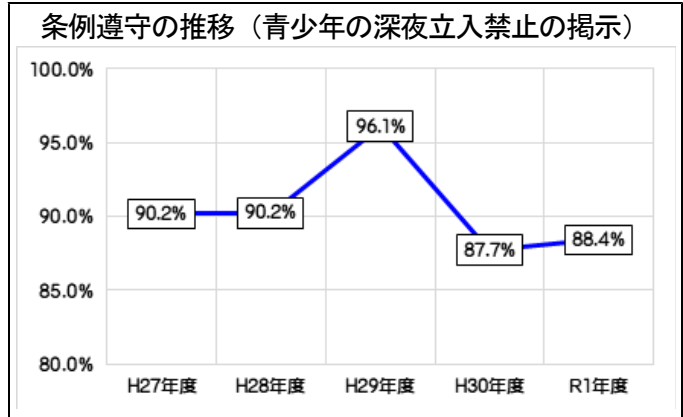
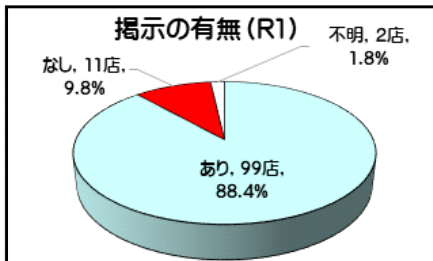
	店舗数	割合
22時までに閉店	0	0.0%
22時以降に閉店	92	82.1%
24時間営業	20	17.9%
合計	110	100.0%



(3) 条例の遵守状況（条例第11条第2項）

深夜に営業を行っている112店舗のうち、「18歳未満深夜立入禁止の掲示」を行っている店舗は99店舗（88.4%）であった。また、「条例遵守の推移」を見ると、約9割前後の高い水準で条例が遵守されている。

	店舗数	割合
掲示あり	99	88.4%
掲示なし	11	9.8%
不明	2	1.8%
合計	112	100.0%

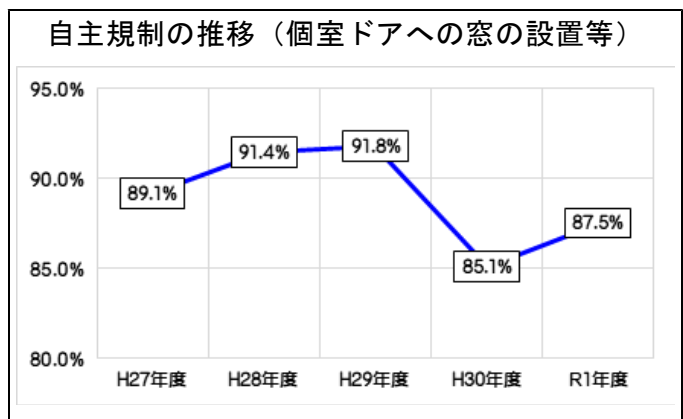
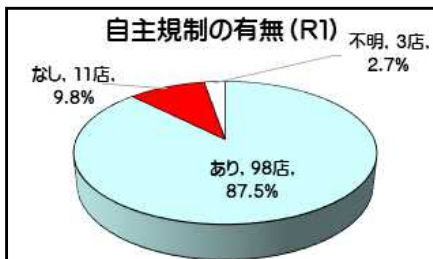


9割前後の高い水準で推移

(4) 自主規制の取組状況（室内が見える大きな窓の設置等）

深夜に営業を行っている112店舗のうち、非行防止対策として、カラオケボックス個室出入口ドアに室内が見える大きな窓等を設置するなど、自主規制に取り組んでいる店舗は98店舗（87.5%）であった。また、「自主規制の推移」を見ると、85%以上の高い水準を維持している。

	店舗数	割合
あり	98	87.5%
なし	11	9.8%
不明	3	2.7%
合計	112	100.0%





### 3 ゲームセンター・ボウリング場等の実態調査

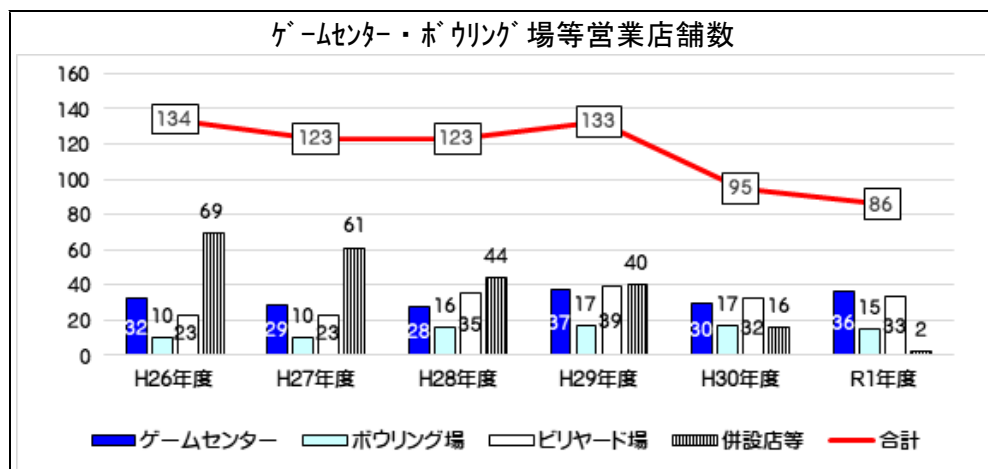
#### 【条例第11条関係】

ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場等は、保護者同伴であっても、深夜（22:00～04:00）に18歳未満の青少年が立ち入ることはできません。

また、深夜にゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場等を営む者は、店舗の見やすい場所に「18歳未満深夜立入禁止」を掲示する義務があります。

#### (1) 営業店舗数及び営業区分

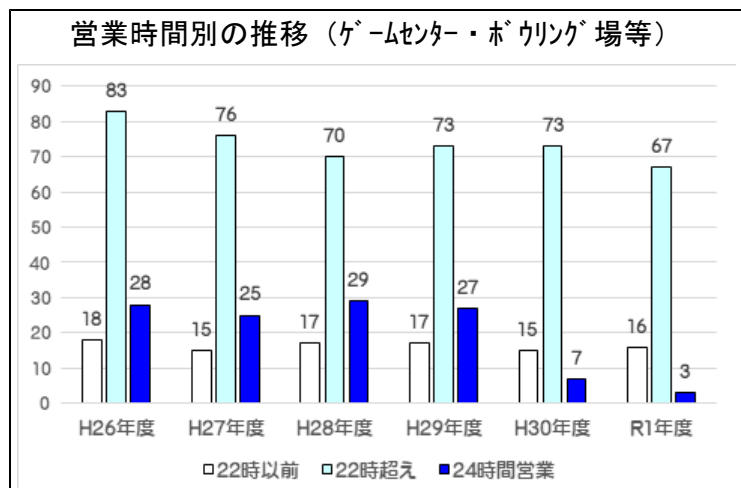
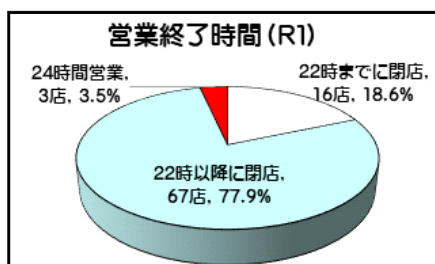
ゲームセンター36店舗、ボウリング場15店舗、ビリヤード場33店舗、併設店2店舗の計86店舗の調査を実施。過去5年の調査店舗数は下図のとおりである。



#### (2) 営業終了時間

深夜に営業を行っている店舗は、「22時以降に閉店」の67店舗（77.9%）と「24時間営業」3店舗（3.5%）をあわせた70店舗（81.4%）であった。また、「営業時間別の推移」を見ると、24時間営業が減少傾向にある。

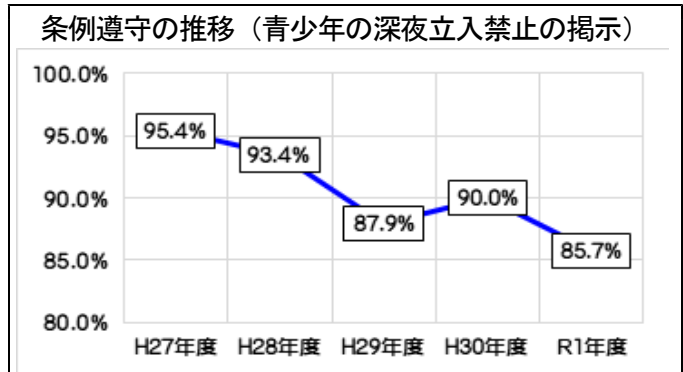
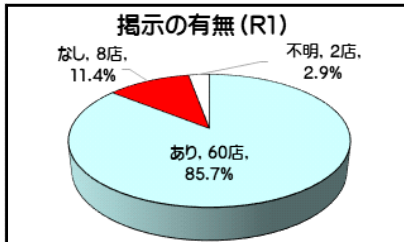
	店舗数	割合
22時までに閉店	16	18.6%
22時以降に閉店	67	77.9%
24時間営業	3	3.5%



(3) 条例の遵守事項（条例第11条第2項）

深夜に営業を行っている70店舗のうち、「18歳未満深夜立入禁止の掲示」を行っている店舗は60店舗（85.7%）であった。また、「条例遵守の推移」を見ると、その割合は減少傾向にあり、過去5年で最も割合の高かった平成27年度より約10%減少している。

	店舗数	割合
掲示あり	60	85.7%
掲示なし	8	11.4%
不明	2	2.9%

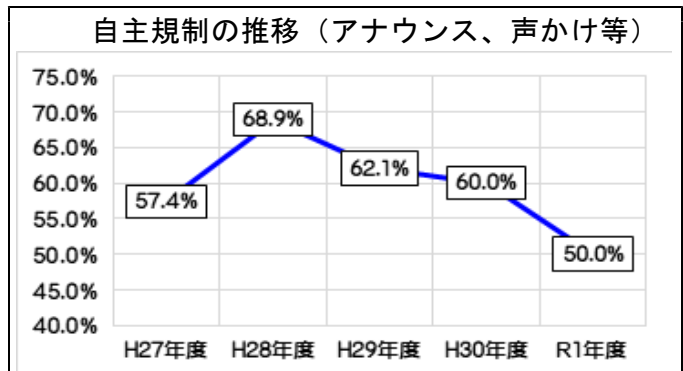
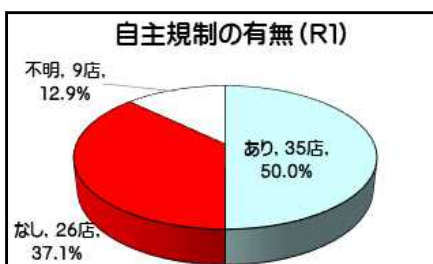


**条例遵守が減少傾向！**

(4) 自主規制の取組状況（場内アナウンス、声かけ等）

深夜に営業を行っている70店舗のうち、青少年の深夜立入を禁止するため、場内アナウンスや声かけ等の自主的な取組を行っている店舗は35店舗（約50.0%）であった。また、「自主規制の推移」を見ると、その割合は減少傾向にあり、過去5年で最も割合の高かった平成28年度より約19%減少している。

	店舗数	割合
あり	35	50.0%
なし	26	37.1%
不明	9	12.9%
合計	70	100.0%



## 4 マンガ喫茶・インターネットカフェ 実態調査

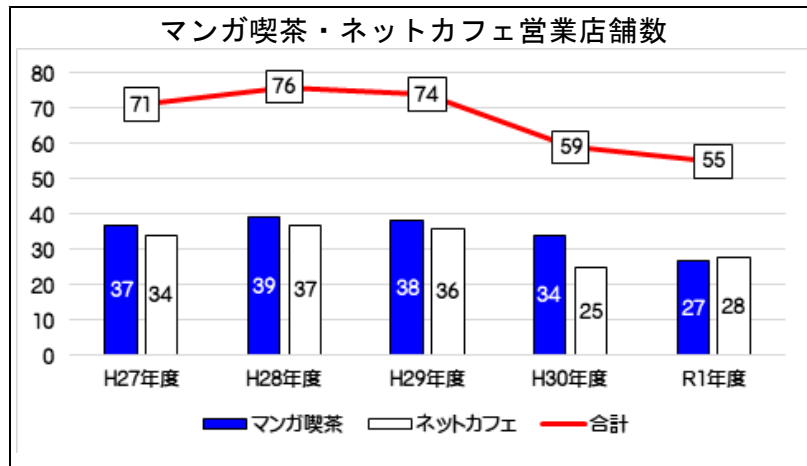
### 【条例第11条関係】

マンガ喫茶、インターネットカフェには、保護者同伴であっても、深夜（22:00～04:00）に18歳未満の青少年が立ち入ることを禁止しています。

また、深夜にマンガ喫茶、インターネットカフェを営む者は、店舗の見やすい場所に「18歳未満深夜立入禁止」を掲示する義務があります。

### (1) 営業店舗数及び営業区分

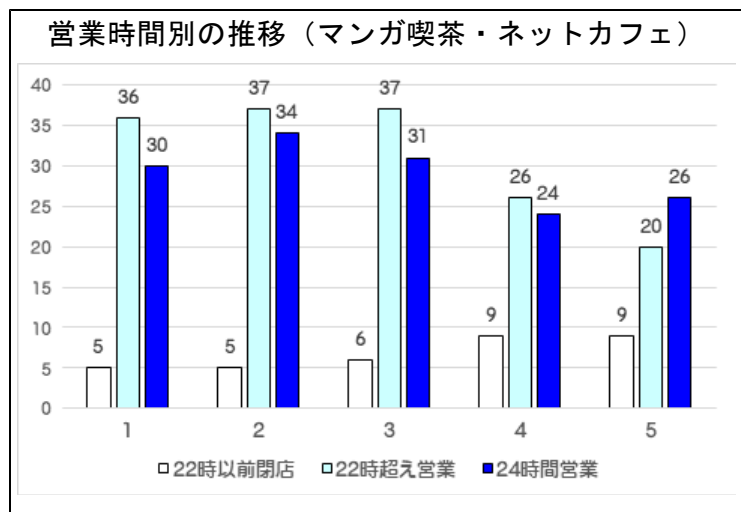
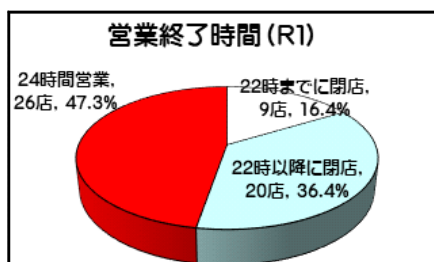
マンガ喫茶27店舗、インターネットカフェ28店舗の計55店舗の調査を実施。  
過去5年の調査店舗数は下図のとおりである。



### (2) 営業終了時間

深夜に営業を行っている店舗は、「22時以降に閉店」の20店舗（36.4%）と「24時間営業」26店舗（47.3%）をあわせた46店舗（83.7%）であった。また、「営業時間別の推移」を見ると、24時間営業が減少傾向にあったところ、令和元年度は増加に転じている。

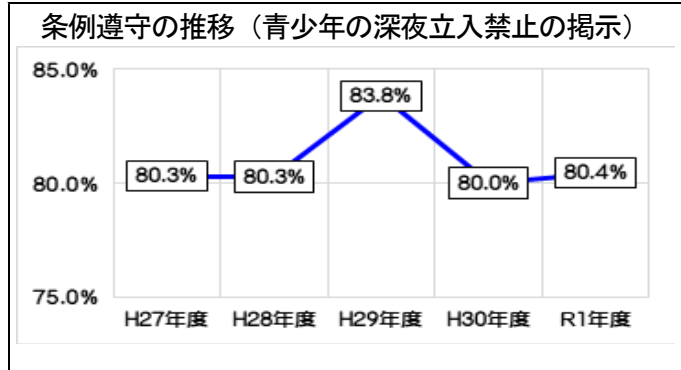
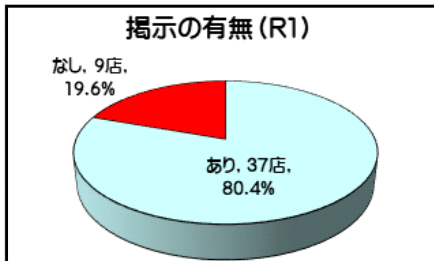
	店舗数	割合
22時までに閉店	9	16.3%
22時以降に閉店	20	36.4%
24時間営業	26	47.3%
合計	55	100.0%



### (3) 条例の遵守状況

深夜に営業を行っている46店舗のうち、「18歳未満深夜立入禁止の掲示」を行っている店舗は37店舗（80.4%）であった。「条例遵守の推移」を見ると、約8割前後の水準で条例が遵守されている。

	店舗数	割合
掲示あり	37	80.4%
掲示なし	9	19.6%
不明	0	0.0%
合計	46	100.0%



約8割前後の水準で推移

### (4) 有害図書取扱店舗

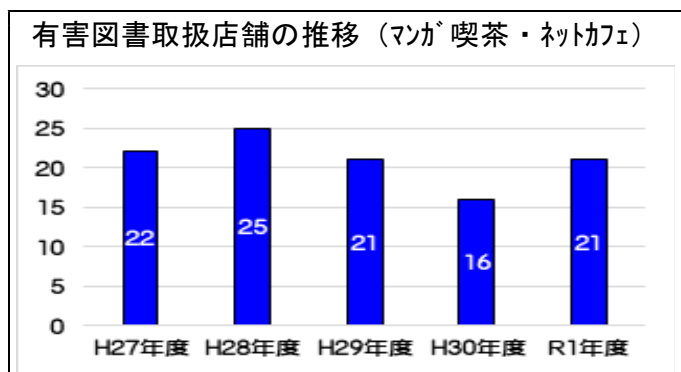
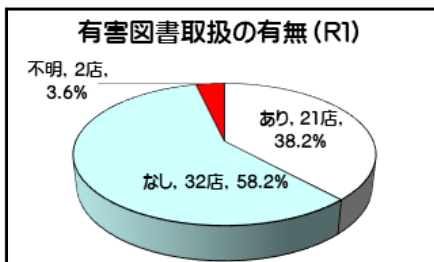
#### 【条例第12条、第12条の2関係】

マンガ喫茶・インターネットカフェにおいて、有害図書等を取り扱う場合は、「成人コーナーの掲示」及び「区分陳列」が必要となります。

#### ア 取扱店舗数

マンガ喫茶27店舗及びインターネットカフェ28店舗の計55店舗のうち、有害図書を取り扱っている店舗は21店舗（38.2%）であり、昨年度より増加している。

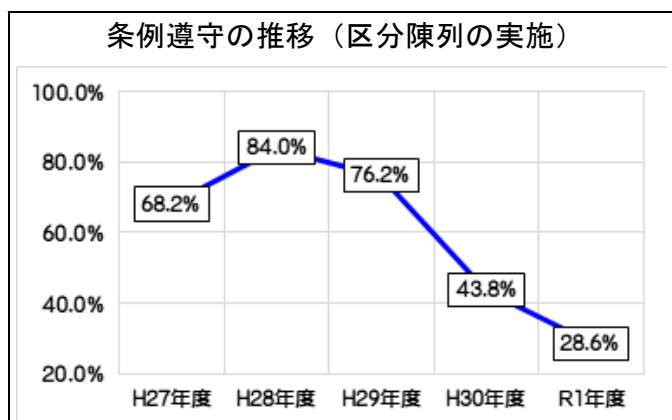
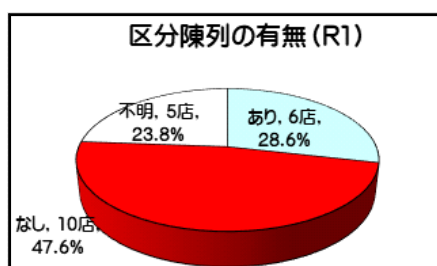
	店舗数	割合
有害図書取扱あり	21	38.2%
有害図書取扱なし	32	58.2%
不明	2	3.6%
合計	55	100.0%



## イ 区分陳列の有無

有害図書を取り扱っている21店舗のうち、区分陳列を遵守している店舗は6店舗（28.6%）とその割合は低い。また、「条例遵守の推移」を見ると、過去5年で最も高かった平成28年度の約3分の1にまで減少している。

	店舗数	割合
区分陳列あり	6	28.6%
区分陳列なし	10	47.6%
不明	5	23.8%
合計	21	100.0%

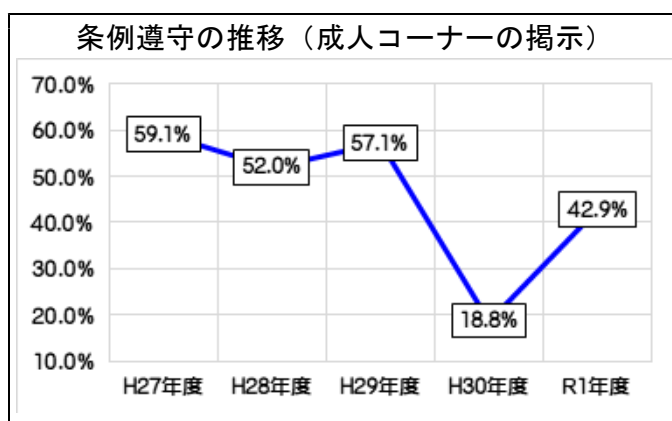
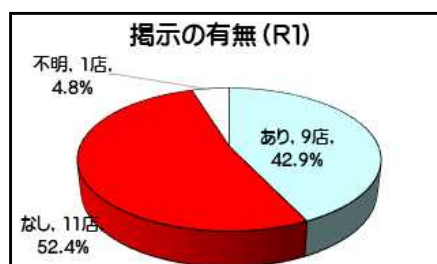


**条例遵守が大幅に減少！その割合はかなり低い！**

## ウ 成人コーナーの掲示

有害図書を取り扱っている21店舗のうち、「成人コーナーの掲示」を行っている店舗は9店舗（42.9%）であった。また、「条例遵守の推移」を見ると、昨年度より増加に転じているものの、その割合はまだ低い。

	店舗数	割合
掲示あり	9	42.9%
掲示なし	11	52.4%
不明	1	4.8%
合計	21	100.0%

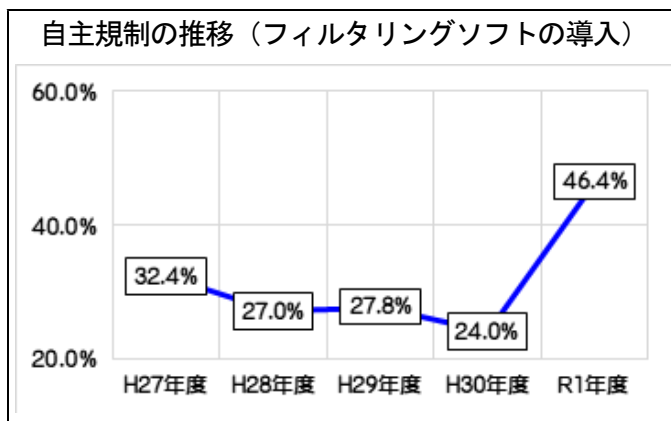
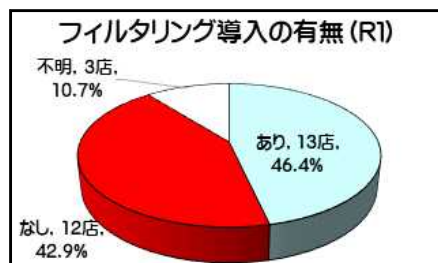


**条例遵守の割合が低い！**

## (5) 自主規制の取組状況 (フィルタリングの導入)

青少年がインターネットの利用により、有害情報に触れないようにするためには、フィルタリングソフトの導入が効果的である。インターネットカフェ28店舗のうち、自主的にフィルタリングソフトを導入している店舗は13店舗（46.4%）であった。また、「自主規制の推移」を見ると、平成30年度まで低い水準で推移していたところ、令和元年度は、大幅に増加し、過去5年間で最も高い割合となった。

	店舗数	割合
導入あり	13	46.4%
導入なし	12	42.9%
不明	3	10.7%
合計	28	100.0%



## 5 たばこ自動販売機 実態調査

適正な管理がされていないたばこ自動販売機は502台把握され、その形態は下記のとおり。

- (1) 店舗内から自販機や購入者が確認できない場所に設置・・・・・・・・・・ 459台
- (2) 店舗が廃業しているにもかかわらず稼働している・・・・・・・・・・ 43台

## 6 図書等・器具類等自動販売機 実態調査

平成19年以降、本県においては図書等・器具類の自動販売機は確認されていない。